

云間何卒請買單價ハ從前通トナシ若シ其單
價ニシテ請買ナスト能ハサルモノハ從前通
ノ常備ニテ作業ルシメラレ度此段嘆願也

大正十年七月十一日

右幸月十二日午後五時迄ニ御田谷被下度云

上ノ坊清左衛門

外十名連記

坊松本ハ其取次ヲ拒絶シタルモ工場側ニ於テ
其事實ヲ感知シ斯ル要求ヲナスハ不都合ナリ
シ謝罪状ヲ提出スヘシ若シ應セザル場合ハ
全部解雇スル旨七月十一日夕勤ト全時ニ申渡
シタリ職工等ハ謝罪状ヲ提出スルノ義務ナリ
又解雇カレバノ理由ナシトナシ肯セズ就業

セントセルモ作業場ニハ鎖鑰ヲ施シテ入場セ
シメス止ムナク上ノ坊清左衛門及富樫宗次郎
ノ兩名ハ友愛會東京鐵工組合員トシ亀三ヲ伴
ヒ京橋區瀧山町十三番地ノ本店ニ再三工場主
ヲ訪問ヤルモ不在ト稱シテ面接セズ結局品川
警察署ニ到リ調停方ヲ申出タリ

七月十三日品川警察署長ハ工場主ノ出頭ヲ求
メ紛議ノ解決方ヲ促シタルモ七月十一日限リ
職工ハ解雇ト看做シ給料並ニ解雇手當ヲ支給
セズ幾方ノ包金ヲ給與スル意圖ニテ十四日一
應會見スル旨ヲ述ベ辭去レタリ
十四日工場主ハ職長ヲシテ一同ニ謝罪状
ニ調印セザル者ハ此際解雇シ手當等支給セズ